

令和4年7月20日

交付申請の受付期間を前倒しして締め切る場合の対応について

令和4年度長期優良住宅化リフォーム推進事業につきましては、ホームページにて予算執行状況並びに本事業の説明資料等にてご案内しております通り予算額に達し次第、提出期限を前倒しして受付を締め切らせていただきます。

※7/19(火) 15時現在 残りの交付申請が可能な額は、2.77億円となっております。

1. 交付申請の最終提出期限までに交付申請額が予算額に達した場合の取り扱いは次のとおりとします。

① 達した日の前日 15時までに到着した交付申請を受付の対象とします。

※達した日が月曜日の場合は、前週の金曜日の15時までに到着した交付申請を受付の対象とします。

② ①に加え、達した日の15時までに到着した交付申請について、申請タイプに応じて以下の優先順位で受付の対象とします。

1) 認定長期優良住宅型

2) 評価基準型

※1)～2)の順に優先して交付申請を受け付けますので、1)のみが受付の対象となる場合等があります。

※各申請タイプ内での優先順位については、住宅登録の早いものから順に受付の対象とします。

<注意事項>

- ・土曜日、日曜日、祝日や、平日の15時を過ぎて到着した交付申請書類は、次の平日に到着したものとします。
- ・電話やメール等で交付申請書類の到着日や受付の可否についてお問い合わせいただいてもお答えしかねます。ご自身で到着日が確認できる方法により交付申請書を送付し、受付の終了日については実施支援室のホームページで確認してください。
- ・受付の対象となった交付申請につきましては、事業者ポータルサイトのステータスで確認して下さい。交付申請の受付後、ポータルサイトのステータス反映まで時間が要することが予想されますのでご了承ください。
- ・交付申請書類に不足書類が有る場合や、記入漏れや誤記入等により、本事業の要件やリフォーム工事の内容等が確認できない場合は、受付期間内に到着したものであっても受付の対象とならない場合があります。
- ・実施支援室に直接持ち込まれた交付申請書類はお受け取りできません。
- ・認定長期優良住宅型は交付申請に先立って所管行政庁への認定申請を行う必要がありますのでご注意ください。
- ・交付申請書類の提出先は、実施支援室です。送付先間違いにご注意ください。実施支援室に到着した交付申請書が受付の対象となります。
- ・交付申請書類は、受付の対象とならなかったものも含め原則として返却しません。